

貝塚地域ブランド推進協議会パートタイム職員の募集・登録について

貝塚地域ブランド推進協議会では、職員の欠員や事業運営に係る補助業務を行うパートタイム職員を募集し、登録していただいた中から、必要に応じて選考し任用します。したがって、登録された全ての方が任用されるものではないのでご了承ください。

1. 仕事内容

まちの駅かいつか、水間門前町喫茶図書室、桜のテラスでの接客、運営企画
特産品の販売、販売管理
案内業務
POP・チラシの作成、SNS 発信
貝塚市、貝塚地域ブランド推進協議会等が実施するイベント補助
貝塚地域ブランド推進協議会に関する事務

2. 任用期間

最長で1会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)になります。

(注1)任用時はすべて条件付とし、原則として任用後1か月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。(1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで)

(注意2)次年度以降も任用の必要性があり、かつ、勤務成績が良好な場合は再度任用を行うことがあります。

3. 報酬

事務職 時給 1,064円

4. 賞与

なし

5. 交通費(費用弁償)

通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用しその距離が片道1km以上の者に対して、申請により実費相当額を支給します。

6. 休暇

勤務日数及び任用期間に応じて年次有給休暇を付与します。

7. その他の労働条件等

任用条件に応じて健康保険・厚生年金・雇用保険に加入します。
また、任用条件に関わらず労災保険に加入します。

8. 服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定を準用します。

9. 登録に係る提出書類

貝塚地域ブランド推進協議会パートタイム職員登録票を記載の上、提出ください。

10. 登録～任用までの流れ

- ・上記の登録票に記入、電話連絡のうえ提出してください。面接を行い、登録となります。
- ・任用に必要なが生じた時に、登録されている方の中から、選考を行い、ご連絡します。
- ・任用になった場合、指定された出勤初日に任用通知書を受け取り、勤務します。

11. その他注意事項

- ・登録いただきました個人情報については、選考及び任用に関する事務以外での使用は一切いたしません。ただし、任用する方の個人情報は人事情報として使用します。
- ・登録期間は登録日より3年間となります。引き続き登録を希望される方はお手数ですが、再度の登録をしてください(電話連絡にて延長可)
- ・登録票等については、文書管理規定に基づき、保存、破棄させていただきます。
- ・登録後すぐに任用されるものではありません。また、必ずしも任用されるものではありません。
- ・提出された書類は、一切返却いたしません。

12. 本件に関する問い合わせ先

貝塚市役所総合政策部魅力づくり推進課

貝塚地域ブランド推進協議会 担当：下神／河田／南

〒597-8585 大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号

電話：072-433-7066

ファックス：072-433-7233